

平成28年度北海道特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱

(目的)

- 1 この要綱は、特定不妊治療を受けた住民の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

(交付対象者)

- 2 この助成金は、北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成16年9月7日付け子ども第1197号、以下「実施要綱」という。）第4に定める体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」）以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断され、実際に特定不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦に交付するものとする。

(助成対象経費)

- 3 この助成金は、1回の特定不妊治療に要した経費を対象とする。

(助成金交付額の算定方法)

- 4 助成金交付額の算定方法については次のとおりとする。
 - (1) この助成金は特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（ただし、実施要綱別添図（以下「別添図」という。）に定めるC及びFの治療については、7万5千円）まで助成する。

通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは6回（40歳以上であるときは通算3回）までとする。（ただし、平成25年度以前から本事業による特定不妊の助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には、助成しない。）
 - (2) (1)のうち初回の治療に限り30万円まで助成する。（ただし、別添図のC及びFの治療を除く）
 - (3) 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合は、(1)及び(2)のほか、1回の治療につき15万円まで助成する。（ただし、別添図のCの治療を除く）
 - (4) 特定不妊治療費助成事業による助成（他の都府県・政令市・中核市による同等の給付を含む。）を受けて子どもをもうけた夫婦が、第2子以降の特定不妊治療を行う場合にあっては、(1)の通算助成回数の規定にかかわらず、第2子以降の治療の対象となる子ども毎に初めて特定不妊治療の助成を受ける際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回（40歳以上であるときは通算3回）まで助成する。
 - (5) (4)における助成金交付額は、特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（ただし、別添図に定めるC及びFの治療については、7万5千円）までとする。

男性不妊治療を行った場合は、上記のほか1回の治療につき15万円まで助成する。
(ただし、別添図のCの治療を除く。)

(助成金の交付申請)

- 5 助成金の交付申請をしようとする者は、平成10年北海道告示第500号(北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式。以下「保福第〇〇号様式」という。)に定める特定不妊治療費助成事業申請書(保福第219号様式)に、次に掲げる書類を添えて総合振興局長又は振興局長に申請しなければならない。ただし、同一年度内において、2回目以降の助成を受けようとする者は、次の(2)、(3)、(4)及び(6)の添付書類については、前回の申請時に提出したものと同一場合は、添付を省略することができる。
- (1) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書(保福第220号様式)
 - (2) 住民票謄本(記載事項(個人番号を除く。)の省略していないもの)
 - (3) 戸籍謄本
 - (4) 夫及び妻の所得額を証明する書類
 - (5) 治療及び調剤に係る領収書(指定医療機関で指定された他の医療機関の検査等に係る領収書を含む。)
 - (6) その他対象者等の確認に必要な書類

(交付の条件)

- 6 この助成金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、この助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に交付された助成金があるときは、その返還を命ずることがある。
 - (2) 助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
 - (3) 助成金の交付を受けた場合は、助成金に関する帳簿及び書類を、助成金の交付に係る特定不妊治療を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(助成金の交付)

- 7 助成金は、実施要綱第7に定める通知後、速やかに交付するものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。